

会議名	第18回福祉有償運送運営協議会
開催日時	令和元年8月9日（金）午前10：00から11：00まで
開催場所	区役所大会議室B
出席者	9名 [委員 7名] 榎木会長、丸山副会長、池田委員、金委員、本田委員、小島委員、藤田委員 [事務局：区2名] （福祉部） 栗野福祉係長、河崎主任
会議の公開 （傍聴）	公開（傍聴できる）
傍聴者数	0名
議 題	1 会長あいさつ 2 委員の紹介 3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 4 協議 （1）「一般社団法人 Location of smile」の道路運送法第79条の6に関する有効期間の更新の登録申請についての協議 （2）「社会福祉法人北野会」の道路運送法第79条の2に関する登録申請についての協議 5 その他
配付資料	資料1 委員一覧 資料2 板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱 資料3 板橋区における福祉有償運送の必要性について 資料4 「一般社団法人 Location of smile」の道路運送法第79条の6に関する申請書等 資料5 「社会福祉法人北野会」の道路運送法第79条の2に関する申請書等 資料6 福祉有償運送の登録に関する処理方針について 資料7 自家用有償旅客運送者が利用者から収受する対価の取扱いについて 資料8 運営協議会に関する国土交通省としての考え方について
所管課	福祉部障がい者福祉課福祉係

## 小島障がい者福祉課長

ただいまより第18回板橋区福祉有償運送運営協議会を開催いたします。

開催に先立ちまして、新たに委員になられた方々がいらっしゃいますので、委嘱状の交付をさせていただきたいと存じます。

このたび、特定非営利活動法人・ブリッジの池田誠様が新たに委員となりました。福祉部長に委嘱状のほうをお渡しさせていただきます。

## 委嘱状の伝達

### 小島障がい者福祉課長

ありがとうございます。

また、人事異動に伴いまして、関東運輸局東京運輸支局主席運輸企画専門の堀越千秋様が新たに委員に就任されてございますが、本日ご欠席のため、委嘱状の交付につきましては省略とさせていただきます。

また、板橋区職員にも人事異動がございましたので、ご紹介をさせていただきます。

まず、福祉部長が七島にかわりまして、榎木となっております。また、障がい者福祉課長は星野にかわりまして、私、小島が就任しておりますので、どうぞよろしくお願いたします。

では、開催に当たりまして、事前に送付させていただきましたが、お手元の資料の確認をさせていただきます。

こちら本日資料1から8となっております。まず次第がありまして、そのあと資料1で委員の一覧でございます。

こちらにつきましては、修正がございましたので、机上に新たなものをご用意させていただいております。こちら差しかえの上、ご利用いただきますようよろしくお願いいたします。不足等ございませんでしょうか。

まず、事前に皆さんにお願いがございます。本日の協議会でございますが、会議録作成のため、録音のほうをさせていただいておりますので、発言される前、お名前を申し上げていただいてからご発言いただきますようにどうぞよろしくお願いいたします。

また、本協議会でございますが、会議の透明性の観点から傍聴の規定が設けられてございますが、本日は申し込みが無しという形で傍聴者がいらっしゃらないという形になって

ございます。

では、次第に沿いまして、榎木福祉部長よりご挨拶のほうを申し上げます。よろしくお願いたします。

## **榎木会長**

皆様、こんにちは。改めまして、板橋区福祉部長の榎木でございます。

本日は委員の皆様には大変お忙しい中、また非常に暑い中、この会に出席いただきまして誠にありがとうございます。また、日ごろから区政のご理解とご協力をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

本協議会でございますが、地域における実情を踏まえ、道路運送法等に基づき、NPO法人等の福祉有償運送の必要性、旅客からいただく対価、自家用有償旅客運送の適正な運営確保等につきましてご協議いただくことを目的として設置しておりまして、今回で18回目の開催となっております。

板橋区はご案内のとおり、東上線、三田線が東西に走っておりますが、南北の交通についてはバス、タクシーに頼っているのが現状となっております。また、現在、板橋区においては人口が微増しておりますが、それに伴い、また高齢化も進んでおり、障がい者の方も増加傾向にございます。そうした中で、地域における移動手段の確保につきましては、大変重要なテーマであります。

また、板橋区は現在、取り組んでおります全ての人がお互いに尊重し、支え合うという地域共生社会の実現の観点からも、区として実態を十分に把握しまして、区民の利便性の確保に取り組んで参りたいと考えております。

本日の協議内容でございますけれども、有効期間の更新が1件、新規の登録申請が1件と計2件の協議事項となっております。

委員の皆様には多様な観点からご審議をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

## **小島障がい者福祉課長**

ありがとうございます。

続きまして、次第の2番といたしまして、委員の皆様のご紹介をさせていただきたいと存じます。

## 委員の紹介

### 小島障がい者福祉課長

本日の協議会につきましては、以上10名という形で構成されております。

現時点におきまして、7名出席してございますので、過半数の委員のご出席をいただいているということでございます。こちら板橋区福祉有償運送運営協議会設置要綱第6条第2項の規定により、有効に成立していることをお伝えさせていただきます。

続きまして、事務局職員の紹介をさせていただきます。

## 事務局職員の紹介

### 小島障がい者福祉課長

それでは、これから協議に入らせていただきたいと存じます。

議長を榎木会長にお願いしたいと存じますので、よろしくお願いたします。

## 榎木会長

それでは、早速、協議に入りたいと思います。

まず、次第の3でございます。板橋区における福祉有償運送の必要性について、事務局から説明をお願いいたします。

## 事務局

板橋区における福祉有償運送を取り巻く現状について、資料3により説明

## 榎木会長

では、板橋区における福祉有償運送の必要性について、ご質問等ございますでしょうか。

(発言する者なし)

## 榎木会長

わかりました。

それでは、続きまして、次第の4に入りたいと思います。

一般社団法人Location of smileの道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請についての協議でございます。

まず、事務局から団体の紹介等、説明をお願いいたします。

## 事務局

紹介させていただきます。一般社団法人Location of smileさんは、平成29年7月の第15回運営協議会で承認され、国土交通省の登録を受けて、福祉有償運送を実施していらっしゃいます。本日、1回目の更新にかかわる協議となります。よろしくお願いいたします。

## 榎木会長

それでは、一般社団法人Location of smileの道路運送法第79条の6に基づく有効期間の更新登録申請及び対価につきまして、法人のほうからご説明をお願いいたします。

更新登録でございますので、変更点等ございましたら、そのあたりもちょっと明確にさせていただいた上でご説明をお願いいたします。

## Location of smile

一般社団法人Location of smileと申します。よろしくお願いいたします。

運送主体が一般社団法人Location of smileになっていまして、車両台数が以前は2台で登録をしていたましたが、台数が増えまして、現在は計5台の車で運行しています。

運送対価、利用者様からいただいておりますのが、運行料金が600円で、その他介助料、予約料等で200円をいただいております、計800円になっております。

運転者が今現在8名で運転を行っています。

対象の利用者様、2のその他障がいの方です。現在、令和元年の5月現在で160名となっておりまして、今も増えている状況です。

大きく変わったところというか、運転者とあとは車両の台数が増えて、契約者の利用者の方もかなり増えている状況です。

## 榎木会長

以上でよろしいですか。ありがとうございました。

今、ご説明がございましたが、ご質問等ございましたらお願いいたします。

## A委員

これは1回目の更新だと思えますけれども、この間に例えば軽微な事故であるとか、あとは何らかの苦情であるとか、いろいろそういう起きたこと等があれば、ちょっと聞かせていただきたいと思えますけれども、いかがでしょうか。

## Location of smile

苦情等は一切ございません。軽微な変更といたしましては、車両台数と運転者数のときに申請を上げさせていただいているのですが。

## A委員

事故とか、何か違反とかそういうのとかは、特に。

## Location of smile

ゼロだと思います。

## A委員

ゼロですか。ありがとうございます。

## 榎木会長

他に何か。

## B委員

実績動員、どのぐらいの実績というか、そういった大まかなもので構わないのですけれども、どれぐらいになるのかなと思ひまして、質問させていただきました。

## Location of smile

今、単独の有償運送は行われていなくて、短期入所ご利用の方の有償運送のほうを行ってありまして、短期入所に関しましては、1日10名まで利用者様をお預かりしておりますので、その方に対しての有償運送で、その対応をしております。

まだ、全て7日間営業がまだできていない状況ですので、徐々に増えてという形で、今160名の登録者の方がいらっしゃるのですが、実際に月の中で1回使う方、2回使う方もいらっしゃるの、全ての方が毎月使っているということではございません。

## 榎木会長

他にご意見、ご質問等ございますでしょうか。

## C委員

運転者の方の人数ですが、ここ2年間の間に増えたと思うのですけれども、今も27ページ、28ページに記載されている方たち全員が、運転はされているということでしょうか。

## Location of smile

今登録している職員が短期入所の事業のほうを兼務している形になりまして、登録している者全て送迎は担当させていただいております。

## C委員

わかりました。

## Location of smile

すみません、ここに載っている1名が事務を担当しているので、基本的には運転していないので8名です。

## C委員

何でこのようなことを聞いたのかと申し上げますと、ちょっとこの部分を見ていまして、免許を取得されてからまだ2年たっていない方もいらっしゃるのかなと思ひまして、我々

タクシー会社の話しをしますと、タクシーの乗務員であると、まず1種免許を取得してから次に3年間は、1種免許取得して自動車に乗ったりという経歴がないと、次、2種免許を取れないというふうになっているのです。福祉有償運送ということで、当然タクシーとはまた違ったお客様ではありますけれども、やはりお客様の命を預かってお送りしたという仕事だと思しますので、タクシーで考えるとまだドライバーにはなれない経歴の方も、実際にもうお乗せして運転していらっしゃるということだったので、ここは適性検査とか、そういうもの受けてから業務はされていると考えてよろしいですか。

### Location of smile

そうですね。実際に、有償運送送迎の講習のほうは全て取得をしております、私どももすぐに運転をということではなく、まだ同行という形をとらせていただいて、すごく近いところから運転に慣れた中で、1件もしくは2件という形で、おっしゃるとおり命を預かるというところの責任がございますので、そういった流れといいますか、対応は厳しく行っております。

### C委員

わかりました。ありがとうございます。

### 榎木会長

他にはいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

他にご質問がないようでしたら、協議会としての決定をさせていただきたいと思えます。

それでは、一般社団法人Location of smileの更新登録申請と対価のほうにつきまして、協議が調ったものいたします。よろしいでしょうか。そのように決定をいたします。

(「異議なし」の声あり)

### Location of smile

ありがとうございます。



## 榎木会長

それでは続きまして、次第の4の(2)でございます。

社会福祉法人北野会の道路運送法第79条の2に基づく登録申請についての協議でございます。

まず、事務局の方から団体の紹介をお願いいたします。

## 事務局

紹介させていただきます。社会福祉法人北野会様は、特別養護老人ホームやデイサービスなどを経営し、区内で活躍している団体でございます。本日は新規の登録にかかわる協議となります。よろしくお願いいたします。

## 榎木会長

それでは、社会福祉法人北野会の道路運送法第79条の2に基づく登録申請及び対価につきまして、法人の方よりご説明をお願いいたします。よろしくお願いいたします。

## 北野会

社会福祉法人北野会、特別養護老人ホームマイライフ徳丸と申します。よろしくお願いいたします。

## 榎木会長

それでは、資料の5に基づいて概要のご説明をお願いいたします。

## 北野会

では、資料5、1番、法人名称は社会福祉法人北野会と申しまして、住所地、板橋区の徳丸三丁目で1施設のみの運営となっております。自家用有償旅客運送の種別は福祉有償運送です。運送の区域は板橋区内となります。事業所の名称及び位置は、マイライフ徳丸、板橋区徳丸3-32-28でございます。事業所ごとに配置する自家用有償旅客運送自動車数の数及びその種類ごとの数は、セダン等の軽が1台でございます。運送しようとする旅客の範囲としましては、身体障がいの方、要介護認定を受けている方、また要支援を受けている方でございます。

## 榎木会長

あと資料の中で、ドライバーの方ですとか、あと運送対価のところをご説明いただけますでしょうか。

## 北野会

98ページに、運送をするドライバーの者の免許証が記載ございます。

私どもは、7つの事業を施設で運営しておりまして、特別養護老人ホーム、グループホーム、ショートステイ、またデイサービスがございます。その責任者をしていた者が、今、訪問介護をしております。その者がこの運送の1人として考えております。

次に、運送対価の比較表でございます。そもそもが、私が考えているのが、その7つの事業のうち、訪問介護、ご自宅に伺って、そこで介護をさせていただくという訪問介護の事業がございます。その利用をされている方が約100名ほどいらっしゃるのですが、今回、その運送対象とされる方は、そのうち3名か片手以内に収まるぐらい人数の方が、その運送をしていただきたいと申し出されています。

基本的には、私どもは訪問介護で介護保険内の事業をメインとして行っており、介護保険内で出来ないような事業を保険外として行っているのですが、介護保険外のほうでは、一律1時間3,000円の金額で、現在事業を行っております。

例えば、保険内ではできない電球の交換だとか、庭のお掃除、大規模な清掃みたいなものは1時間3,000円のお見積りでこれぐらいになりますと事前に説明をして事業を行っておるのですが、その一つとして、この運送というのができないかということで提案させていただいています。

利用される方にとっては、この時間が一律3,000円、何をしようとか、オプションで何か加算がされるとかということだと、なかなか分かりづらいこともございますので、時間で1分50円としてわかりやすく説明させていただいています。

実際に、一般のタクシー料金と私どもが行った場合の利用料金ですと、一般料金に比べて約57%ぐらいの金額という試算になっております。

実態といたしましては、徳丸の地域性、特に坂がすごく多くて、そこで通院介助とかをする際に、タクシーを呼ぶ距離ではないけれども、坂が非常に困難で、訪問介護の職員たちが、車椅子を押して坂を上がっていくというのが非常に大変で、そこで職員たちのほうでどうにか車で移送できないかということで最初始まったというか、今のそのサービスと

して行っているのが現状でございます。

それがご相談した中で、福祉有償運送があるということをお聞きして、その移送部分の部分で金額が発生できないかというところでご提案させていただきました。

以上になります。

#### **榎木会長**

今、北野会さんよりご説明がございました。

この件に関して、質問等ございましたらお願いいたします。

#### **B委員**

今3名の利用者ということでしたけれども、今後増える見込みとかはご検討されているのでしょうか。

#### **北野会**

何とも言えないのですが、基本的には、こちらを積極的に増やすという考え方はあまりなくて、この保険外の1時間3,000円というのも、一般の訪問介護の保険外の料金に比べて高く、それはあえてその保険外の事業というのを積極的に受けることが少し難しい為に、金額を少し高くしています。

その為、あまり人数として多くなっていくという見込みは無いというのが、個人的な考えです。

#### **榎木会長**

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

#### **A委員**

先ほど説明のあったところの事実関係で確認をしたいのですが、保険外で1時間3,000円で色んな身の回りのケアをされているという中で、もう既にニーズがあって、利用者の方をお車に乗せて、どこか移動するということが今までもあったということでしょうか。その辺がよく分からなかったのですが。

## 北野会

そうさせていただいたこともありました。

## A委員

この場合に、1時間とか1分というのは、車に乗車している時間だけのことなのか、それとも目的地があって、そこで待機している時間とか、用を足している時間とか全部含めたものなのか、少し、この分（ぶん）とか時間の感覚が分かりづらかったので、ご説明をいただきたいのですが。

## 北野会

一応事前にこの保険外をさせていただくときには、お見積りという形でこういうことをされたいとあって、後から何時間要したといった請求の形ではなくて、先にされたい内容に対して1時間半だとか2時間かかると計算し、同意してもらって、基本的には多少前後があったとしても、その金額でさせていただくというのが実態です。

## A委員

それは今まではということですよ。これからもということなのですか。

## 北野会

これからもそうですね、やはりその金額のトラブルが一番怖いので、基本的には全部事前に説明をしてからということになっています。

## A委員

そうすると、例えば、実際の時間が多くかかったけれども見積りどおりで請求というのは分かるとしても、逆に実際短く済んでしまった場合はどうかということと、それから実際、分（ぶん）の測り方というのはどのように測っていらっしゃるのですか。

## 北野会

輸送以外でも実態として、利用者の前で余り細かく、用意スタートと言って始めることは心情的に行っていないのが実情で、例えば玄関の掃除というのも介護保険の中では出来

なくて、それが実態として20分かかったとしても15分でとか、そういうのがちょっとファジーな部分で行っているのが実態です。

時間について、ストップウォッチで測るということは、今はしていないのですが、必要性があれば我々もそれをやらなければいけないと思っております。

## A委員

多分、家事援助とかを含めた身の回りのことを保険外で行うところの時間については、それほど細かく法令上、何かあるわけではないのですけれども、車に人を乗せて輸送する場合に関しては、いわゆるタクシー含めて、しっかり2種緑ナンバーのところがあって、それ以外の部分についても、例えば時間とか距離とか、法令上の決まりとして結構厳密にしている部分があると思います。そういう意味でざっくりという形で分（ぶん）とか時間とか距離とかを換算、勘案して対価を設定するというのは、あまり福祉有償運送では私も聞いたことがないので、そこはもう少し厳密にしないといけないのではないかというふうに思うのですが、いかがでしょうか。おそらくタクシーであると、メーターで時間も距離もかなり厳密に記録されているかと思えます。

## C委員

タクシーの場合は初乗り、今は約1キロ走って410円で、その後は237メーターごとに80円上がるという、そこはメーターできっちり管理しているというのと、あと1点、タクシーの場合は、ここに時間貸しという料金もありまして、これもやはり許認可の料金になりますので、1時間4,650円、その後30分ごとに2,350円か上がってくるということで、これも認可を受けて、初めてそれで運用ができるという形でやっているのが現状です。

## 北野会

我々は移送だけということは無くて、前後に何かをとということが必ずあって行うという感じですが、ただ、乗っている時間というのを何か今後も記録していく際に、何分乗っていたとか、何キロ乗ったという乗車時間を細かく記録していくということが必要ですか。

## A委員

一応この協議会は福祉有償運送の陸運の許可をとるための合意のための会議なので、北野会さんに限らず、全ての事業所が、例えば移動支援であったり、居宅介護とか訪問介護であったり、いろんな事業と組み合わせて使う場合に、移動の中で特に車を使って移動する部分を切り出した事業なのです。例えば、乗降介助とかというのは、介助料というふうに設定はできるのですけれども、それ以外の行った先での他の介護であったりとか、支援であれば、それはまた別途の事業ということになります。例えば、介護保険であったり、障害者総合支援法だったり、もしくはそれ以外の法外のものもありますけれども、組み合わせた場合に、それはパッケージでこの場に申請することは出来ないのです。

なので、その中のこの部分とって、その部分でここからここまでの移動の対価及び介助料であったり、お迎えの迎車料金であったりというふうな個別の選定をして、その中で、お客様へのその請求の部分は、各事業者の範疇にはなるのですけれども、そのうち福祉有償運送として地域のタクシー等の業者さんなどと、およそ対価が半分ぐらいになっていて、かつ、その営利を目的としないというところを合意しないといけないので、そのパッケージで支援している中の移動として3,000円をとにかく取って、全部移動かもしれないし、そうでもないかもしれないしということだと、この福祉有償運送の事業としては、申請がまだ整ってないのかなというふうな印象を私は受けました。

## 榎木会長

他にご意見ございますか。

## D委員

今のお話聞くと、これまでサービスで行っていた分を有償でやりたいというお話であれば、逆にサービスでやっていた部分で時間とか分かるのではないかと思います。だから、そのサービスでやっていた部分を1分50円で有償サービスをやりたいと、そういうご申請ということであれば、皆さん考えられるのかなと思います。その1パック3,000円の他にサービスでやっていた分について、1分間50円の単価で取りたい、だから3,450円だとか3,500円になるかもしれないし、3,900円になるかもしれないですという組み方であれば、今回の話だと思うのだけれども、それがどういう意味だか、もうちょっと教えてください。

## 北野会

3,000円の設定根拠はもともと訪問介護の保険外の設定金額で、入所の方に分かりやすいように、当日は何分から何分は車なので単価が上がったり、下がったりとかという説明が難しかったので、こういう単価設定にしたというのがまず一段ありまして、今おっしゃられたとおり、料金は1分50円となります。

## A委員

まず、その上で料金の設定が合意できればもちろん、タクシー料金の概ね半額以上であっても構わないのですけれども、大体先ほどあった時間貸しであったりとか、距離制であったり、時間制であったりというのも、どこの事業所も大体は半額程度になるような、もちろん乗降介助料とかいろいろ含めて必ずしも半額以下になるところってほとんど無いのですけれども、それを細かく皆さん設定されております。その辺の細かい事業設計をもう一度されたほうがいいのかというのが1点と、もう一つ気になったのは、一応、保険外で1時間3,000円というのは分かるのですけれども、いずれにしろ保険外で3,000円でお金を取った上で、幾らサービスとはいえども車に乗せてどこかに移動するという場合の責任というのは、例えばもし事故が起きたときとか、お怪我された時とあって、少しそこが気になったんですけれども。多分、その福祉有償運送がなぜ求められるかということ、タクシー事業所初め、緑ナンバーで運行しておられるところは、事故や救護であったり、色んなきちんと仕組みを作ってお客様の安全を守っていらっしゃると思います。同等の安全管理を福祉を初めとする福祉有償運送事業者にも一応課した上で、それでも多分タクシー事業者からしたら甘いというふうな形のことで、皆さん運用、運行しておられるのですけれども、その上でタクシーや他の公共交通機関が出来ないような移動の支援を、お金を取って行うというふうになっているので、もちろん無償でやる分には法律の対象外かもしれないのですけれども、とにかくお金を取って、人を乗せて移動するという場合には、原則的には緑ナンバーを取るということになっております。それを取らない場合も、福祉に高齢者や障がいを持っている人の輸送に関しては特別な免許制度として、この事業を作りますと、その代わりに自治体内の業者とか福祉関係者と合意をしてくださいという仕組みなので、3,000円でという部分は別に否定はしないのですけれども、車に乗せてという部分でちょっと若干、安全管理とか私も詳しくないので、法的にどうなのかどうかちょっと気にはなったところなのですけれども。

## D委員

やはり、今おっしゃっていたように移送も含めて3,000円だとまずいのかなとは思いますが。何か他の色んなことをやるのが3,000円で、車椅子のかわりに車で移動させてあげるのは無償サービスでという、無償という部分を今回、有償化したいというお話ではないのでしょうか。

## 北野会

シンプルに1分50円、1時間何千円というところで、今後、時間に対して事前にここは10分かかります、実態としても、ストップウォッチか何かで10分かかったという実態と整合性がとれているというような運用というか、運営をしていけば、そのあたりはよろしいのでしょうか。

## 榎木会長

どうでしょうね。移送の部分だけで、今回の内容で対価だというふうなご説明であれば、それはそれで信用できるということですかね。パッケージではなく、実態がどうかというのは話はありましたけれども。

## A委員

一応はそういうふうになりますね。そのときに、運行管理とその料金が発生する乗車しているところの管理というのがちゃんと証明できるようにしないと、何か大体1時間とかというのはあまり、当然タクシー事業者の場合はあり得ないわけですがけれども、福祉有償運送として行う場合は、保険外の色んなサービスの中の一つとして、単独にこれを切り取らないとおそらく難しいかなとは思いますが。

もう一点、ちなみに要介護の方々が利用者でしたか。

## D委員

前のページに出ていますね。要支援、要介護。

## A委員

要支援と要介護ですね。いわゆる介護タクシーと呼ばれるものとか、そういうものの利



用というふうにはならないのですか。

### 北野会

基本全部タクシーをお願いしています。というか、タクシーを促しています。それでもという方だったりするのですよね。

### 榎木会長

いかがでしょうか。他にもご質問等ございますか。

### B委員

今の段階では協議は少し難しいのではないですか。

### 榎木会長

今、さまざまご意見が出ました。

パッケージとしての最初にご説明がありましたけれども、ここで審議するのは、福祉有償運送として適切かどうかというところの審議になりますので、その部分だけ切り出して、切り出す材料がないと協議ができないわけなのですけれども、そこまでちょっと至らないという状況なのかなと。

### A委員

あと、他に気になっているのが、今はたくさんいる利用者の中で、3名の方と言っても、一応認可を受ければ、その対価で自由に会員を募って、利用者登録をすれば運行ができてしまうので、もちろんそこまでの余裕はこの台数と乗車人員で、運転手さんからしたら無理なことは分かるのですけれども、要はそういうところも含めて福祉有償運送って可能性のあるものなので、一旦そのときに対価も含めて整理をされたほうがいいのかというふうに思いました。それで、先ほど1年後かなとかと言っていましたけれども、かつてもあったのですけれども、申請そのものの書類が不十分だったので、整ったらすぐにやりましょうという形で開催したことはありますので、別に1年に1回だけしか開かないような会議ではないので、そのあたりは一旦整理をされたほうがいいのかと思います。

## 榎木会長

今そういったご意見もございましたけれども、いかがでしょうか。

本日なかなかちょっと材料が整っていない、整理ができていない部分、ご意見たくさんいただきましたけれども、北野会さんのほうで本日ご指摘いただいた部分について再整理していただいて、改めて別の機会に協議をするという選択もあり得ますので、会としては、まずそういう方向でいくことが妥当かどうか、皆さんにお尋ねしたいのですがいかがでしょうか。

## A委員

99ページの運転者台帳を見ると、福祉有償運送の運転者講習をこの運転者の方が受講されるのが令和元年9月と、これからということなのですか。

## 北野会

7月の開催のときに、予約が一杯で受けられなかったというのがありまして9月としております。

先ほどの話しですが、これを持ち帰るに当たって、どうであればという具体的な手段でなくても、その目的の部分というか、どのあたりをどうしていくことが再検討になっていくのでしょうか。

## A委員

おそらく協議会で助言するのは少しおかしいのですが、少し助言するとすれば、こういう福祉有償運送を行っている事業者は全国にたくさんあって、そこで色々な大きい研修も含めて会があります。全国移動ネットさんとか色々な会があって、そもそも運転者講習もされていたり、陸運と一緒に協議してテキストを発行している団体があって、かつて他の事業者もそうしたこともあるのですが、そういった所に、どのように運用、運行をすればよいのかを相談に行かれるのも手かなというふうに思いました。

むしろ、とても可能性のある事業でもあるし、北野会さんとしてもニーズがあるので始めたいというだけじゃなくて、地域としてもやはりそういう細かい、タクシー事業者含めて手が届きにくいところに、こういう事業者が一つでもあるということはとても大事なことなので、もう止めたというふうにならずに、ぜひいろんなところに相談しながら再度調

整をされることを期待しております。

#### **榎木会長**

今日ご指摘いただいた部分については、改めて整理をして、ご説明をさせていただきます。また、その他のことにつきましても、事務局のほうから改めていろいろご助言なり、ご説明させていただきたいと思いますので、本日のところでは、いろいろご指摘等いただきましたので、協議というところまでは至らないというところで、非常に課題が解決できませんでしたので、そういった形で次の機会に再整理の上、ぜひ出していただければというふうに考えておりますので、そのような方向で進めてよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

#### **榎木会長**

そうしましたら、北野会さんには、別途、改めて事務局のほうからご説明等をさせていただきますので、本日のところはここまででよろしくお願いいたします。ありがとうございます。

これで2件の協議等、終了ということでございます。

このほか、全般で何か各委員の皆様からご質問、ご意見等ございましたら、お願いいたします。

#### **D委員**

今の話を聞いていて、事業をされたいという方にご案内するときに、福祉有償運送というのはどういうものであるかとか、そういうご説明が少し足りてなかったのではないかなというのを今感じたので、やはり十分に福祉有償運送の概要や、どんな意義があって、こういう発展性があるなどを、十分に事業者さんにもご理解いただいた上で協議にかけてもらうことが重要だと思うので、ぜひ事務局のほうでわかりやすく意義があるものだと思うようなご説明をしていただければと思いました。

#### **榎木会長**

ありがとうございます。

では、その点は事務局として、しっかり説明をお願いいたします。  
その他、何かよろしいでしょうか。

(発言する者なし)

#### **榎木会長**

それでは、長時間にわたりご審議ありがとうございました。

ご質問等ないようでしたら、これで第18回板橋区福祉有償運送運営協議会を  
閉会とさせていただきます。

本日はありがとうございました。